

上杉謙信公生誕 500 年記念事業実行委員会 規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この委員会は、上杉謙信公生誕 500 年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 実行委員会は、上杉謙信公没後 450 年である令和 10 年及び生誕 500 年である令和 12 年という大きな節目の年を迎えるに当たり、ふるさとの偉人であり戦国時代の名将である上杉謙信公の功績を知り、武勇を称え、遺徳を偲び、これらを次世代へ継承するとともに、“上杉謙信公のふるさと”であるという誇りとこのまちへの愛着の醸成に資する取組等を展開することで、全国に上越市と上杉謙信公の魅力を発信し、交流人口の拡大や地域の活性化を図るため、各種記念事業を企画運営することを目的とする。

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事業方針の策定に関すること。
- (2) 上記方針に基づく事業の実施に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第 2 章 実行委員会

(実行委員会)

第 4 条 実行委員会は、第 2 条の目的に賛同する地域団体や行政機関、教育機関、商工・観光関連団体及び有識者の委員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 監 事 2 名

2 会長は、委員の互選とする。

3 副会長及び監事は、会長が委員の中から指名する。

(役員の職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、その会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の事業及び会計を監査する。

(顧問)

第7条 実行委員会に顧問を置く。

2 顧問は、会長が指名した者をもって充てる。

3 顧問は、実行委員会の運営に関する重要事項について、会長の要請により必要な行為を行う。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は、実行委員会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときはこの限りでない。

第3章 総会

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事
- (2) 事業方針、事業計画及び事業報告に関する事
- (3) 予算及び決算に関する事
- (4) その他会長が必要と認める事項

2 総会は、会長が議長となる。

3 総会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(専決処分)

第10条 会長は、総会を招集する時間的猶予がないときは、前条第1項各号に掲げる事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会に報告し、その承認を得なければならない。

第4章 部会

(部会)

第11条 実行委員会は、専門的な事項を検討し、及び推進するため、部会を設置する。

2 部会は、実行委員会の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

(1) 第3条に規定する事業の企画、立案及び実施に関する事項

(2) その他会長が必要と認める事項

(組 織)

第12条 部会は、次の者をもって組織する。

(1) 実行委員会を構成する団体の構成員

(2) 第2条の目的に賛同する団体の構成員及び個人

(部会長)

第13条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選とする。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 部会長に事故がある場合には、副部会長がその職務を代理する。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の会務を処理するため、上越市文化観光部観光推進課内に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を置き、会長が任命する。

3 事務局は、観光推進課が担任し、事務所を観光推進課に置く。

第6章 会 計

(経 費)

第15条 実行委員会の事業に要する経費は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 負担金補助及び交付金

(2) 寄附金

(3) 協賛金

(4) その他の収入

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(決 算)

第17条 実行委員会の決算は、会計年度終了又は事業完了のいずれか早い日の後、速やかに監事の監査を経て、総会において承認を得なければならない。

第7章 解 散

(解 散)

第18条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

2 実行委員会が解散する際に剰余金又は欠損金が生じたときは、総会において協議の上処理する。

第8章 補 則

(補 則)

第19条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- (1) この規約は、令和8年6月16日から施行する。
- (2) 第16条の規定に関わらず、実行委員会設立年度に係る会計年度については、設立日から翌年の3月31日までとする。